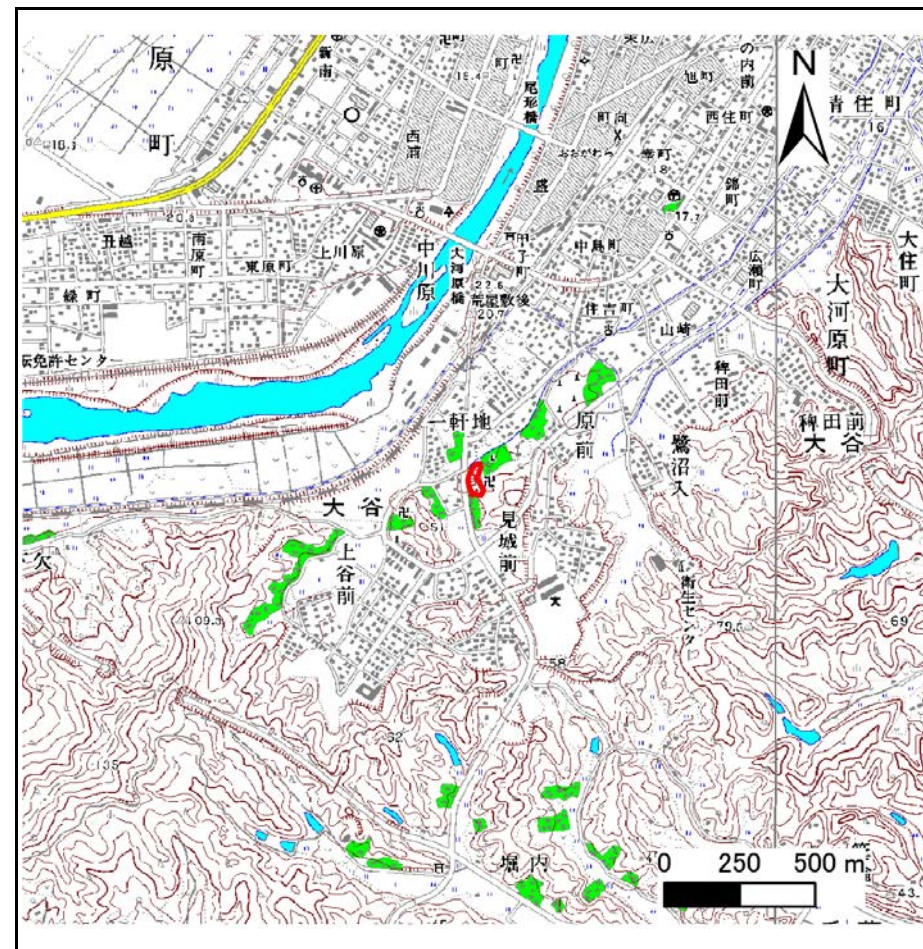


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

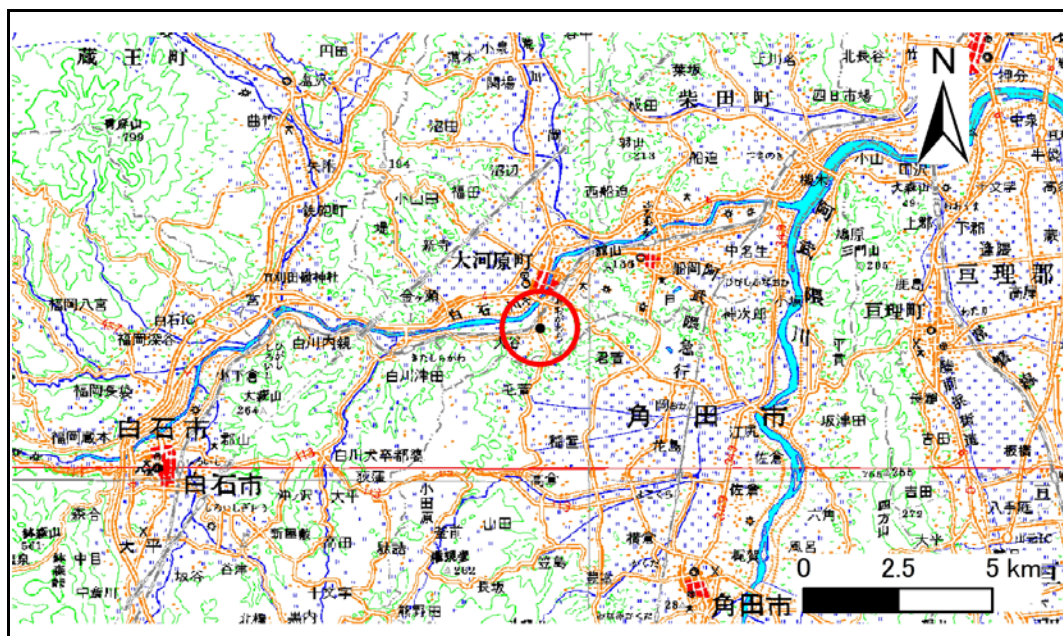
告示番号	宮城県告示第1048号
告示年月日	平成30年11月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-人-0006(1322000006)
箇所名	見城前の2
所在地	柴田郡大河原町大谷字一軒地、柴田郡大河原町大谷字見城前
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:25,000)

宮城県



位置図(S=1:200,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1005号)

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第1048号
告示年月日	平成30年11月30日

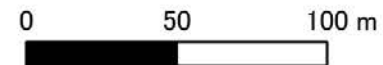
危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成28年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-八-0006(1322000006)	箇所名	見城前の2	所在地	柴田郡大河原町大谷字一軒地、柴田郡大河原町大谷字見城前
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	-----------------------------



1:2,500



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	[Yellow box]	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	[Orange box]
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	[Red box]
それ以外の区域	[White box]	

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第1048号
告示年月日	平成30年11月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-0006(1322000006)	箇所名	見城前の2	所在地	柴田郡大河原町大谷字一軒地、柴田郡大河原町大谷字見城前										
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	74.7	1.0	-	-	9.3	1.9	~							
2 ~ 3	-	-	74.7	1.0	-	-	9.3	1.9	~							
3 ~ 4	-	-	63.5	1.0	-	-	10.0	2.0	~							
4 ~ 5	-	-	67.4	1.0	-	-	10.3	2.1	~							
5 ~ 6	-	-	85.8	1.0	-	-	10.3	2.1	~							
6 ~ 7	-	-	85.8	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
7 ~ 8	-	-	92.3	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
8 ~ 9	-	-	92.3	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							